

令和6年度版 4月

特別警報、各種警報(暴風・大雨・洪水・大雪)等の発表時の登下校について

羽島市立堀津小学校

警報（暴風・大雨・洪水・大雪）等が発表された場合は、児童の登下校について下記にしたがって児童の安全の確保に努めてください。（必ず、よく見える場所に貼っておいてください）

◇ 児童が登校前に特別警報、警報（暴風・大雨・洪水・大雪等）が発表された場合

	区 分	措 置
1	警報が発表されている場合	家庭で待機とします。
2	午前6時05分までに警報が解除された場合	平常どおり集団登校をします。※
3	午前6時05分より午前11時までに警報が解除された場合	解除後2時間を経てから、授業を開始します。 ※
4	午前11時以降に警報が解除された場合	休業とします。
備考 ※	2、3の場合、道路の崩壊、橋の流失、家屋・樹木の倒壊などにより危険のある場合は、登校を見合わせます。自宅付近の状況等で登校を見合わせる場合は、学校へ連絡願います。また、学校は、状況把握及び情報収集を行い、必要に応じて、「すぐーる」で対応をお知らせします。	

◇ 児童が登校前に特別警報、警報（暴風・大雨・洪水・大雪等）の発表が予想される場合

対 応	気象状況、交通機関の状況、道路の状況等を判断して、学校で、警報発令に先立って、休業や登校を見合わせて自宅待機をする、天候の状況に応じて始業時間を変更するなどの対応をします。いずれの場合も、保護者の皆様へは、「すぐーる」等でお知らせします。このことは同一市内であっても地域の状況によって必ずしも一律ではありませんのでご留意ください。また、各ご家庭では、情報の収集と災害時の対応について、具体的に話し合ってください。
-----	--

◇ 登校後に特別警報、警報（暴風・大雨・洪水・大雪）が発表された場合

警報が解除されるまで学校・園待機とし、必要に応じて保護者への引き渡しをする。

【警報が解除された場合】

	区 分	措 置
1	気象状況、交通機関の状況、道路・通学路の状況等を判断して、児童の安全な帰宅が可能であると認めた場合	すみやかに帰宅する。 ・安全に配慮し、教師引率で帰宅させます。 ・状況に応じて、引き渡しを行います。
2	帰宅が困難であると認めた場合	校内の最も安全な場所で待機する。 ・「すぐーる」等で状況、引き渡し等について連絡します。
備考	◆ 昨今の雷の多発、突然の天候の変化、局地的な豪雨等が発生しやすい気象状況から、緊急の「学校待機・引き渡し」での対応が多いことが考えられますので、ご理解とご協力をお願いします。	

◇ その他

- ・台風等の接近が予想される場合、あらかじめ給食を取りやめることがあります。その場合「弁当」の準備をお願いすることがありますが、ご承知おきください。
- ・このような緊急時における対応は、状況に応じてその都度見直していきます。改訂の場合や検討していることなど、すみやかに学校通信等でお知らせします。